

大和市告示第43号

大和市職員互助会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月6日

大和市長 大 木 哲

大和市職員互助会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市職員互助会運営費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか、」に改める。

第2条の見出しを「（補助事業）」に改め、同条中「補助金交付の対象」を「補助事業」に、「大和市職員定数条例」を「及び大和市職員定数条例」に改め、「及び大和市職員の再任用に関する条例（平成13年大和市条例第2号）第1条に定める職員で短時間勤務の職を除く者」を削る。

第4条第1項中「第11条各号」を「第12条各号」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。